

チェックリストの提出方法

- ①表紙で「申請する自治体」に✓をいれる。
- ②共通書類及び申請する自治体(表紙でチェックを入れた自治体)のチェックリストを作成(確認)する。
- ③チェックリストのファイル名を「一覧【業者ID】.xlsx」に変更する。
- ④Excelファイル形式で提出する。

※ 共通書類チェックリストは、すべての申請者が記入必須です。

※ 申請する自治体のチェックリストを確認の上、必要な書類を提出してください。

例：埼玉県とさいたま市に申請する場合、①～④のチェックリストを作成(確認)する。

- ①表紙
- ②共通書類チェックリスト
- ③埼玉県チェックリスト
- ④さいたま市チェックリスト

共通書類 チェックリスト

会社名		事業所名
県庁建設工事株式会社		

種別	申請の種類
法人	新規申請

● 書類は、以下のとおりの名前を付けて送信してください。

提出ファイル名+業者名(10文字) (例) 送付[0123456789]

提出ファイル名	チェック欄	添付した書類のチェック欄に✓を付けてください	書類名
送付	✓		1 送付票
法人	✓		2 【法人のみ対象】法人番号の確認資料(「国税庁」の法人情報の画面)
納税	✓		3 【法人のみ対象】法人税及び「町消費税」及び「地方消費税」の納税記録(「その3」の3) ※1、※2 【法人設立直後でも発行可】
身分			4 【個人事業者のみ対象】身分証明書 ※1、※2
納税			5 【個人事業者のみ対象】申告所得税及び復興特別税及び「地方消費税」の納税記録(「その3」の3) ※1、(商業簿)直後でも発行可
経営	✓		6 経営事項審査の総合判定通知書の写し
社保			7 【経営事項審査の総合判定通知書で社会保険と建設工事申請を申請せず、土木建設総合管理申請書(社会保険等)の加入確認資料の写し
許可	✓		8 建設業許可申請書の写し又は「許可証明書」※1 建設業許可に係る申請書類の写し(1、(2)は必須で申請する場合のみ必要) ※3
資格	✓		9 (1)建設業実地研修(様式第一号) (行政庁の取組要領が押印されたもの)
	✓		(2)営業所一覧表(別添二)
資格			10 資格情報照会照会申請書(建設工事)※3

共通書類の提出方法

1 埼玉県 チェックリスト

会社名		事業所名
県庁建設工事株式会社		浦和支店

添付した書類のチェック欄に✓を付けてください。

チェック欄	書類名
個人事業者のみ対象 2の書類を提出する場合は 「その3」の3の書類を提出する 法人のみ対象 個人事業者の 納税番号(9桁) 1 【個人事業者のみ対象】 市町村が発行する「個人住民税の納税証明書」 (「滞納額がない」とを証明するもの) ※1、※2、※3 2 埼玉県・建設工事申請書(県内本店)用提出書類確認リスト(様式D-2)及び必要書類 ※4	

1 ページ

※ 提出する書類がない場合は、共通書類のみ提出してください。

※ 個人事業者の場合、県内で事業開始後の未定額で、所管官税事務所への申告期間を逸している場合は、「事業開始報告書」の写しを提出してください。

※ 1 写し(コピー)でも結構です。記載内容はっきりと確認できるものも提出してください。

※ 2 申請日前3か月以内に交付されたもののみ有効です。

※ 3 発行日現在において「滞納額がない」とを証明するものを提出してください。
滞納の履歴がない場合は「滞納額を発生しない」市町村の画面、直近の「個人住民税の納税証明書」又は「滞納証明書」を提出してください。
(県内に事業所を開設してから決算を経していない場合は、開業届等も提出してください。)

※ 4 県民税の加点を希望する場合に必要な書類です。(県民税については、別冊2 埼玉県のページの2番以降を確認してください。)

県民税の加点を希望しない場合や、様式D-2の確認リストにチェックが入る項目がない場合は提出不要です。

なお、県民税の加点対象となるのは、「③建設工事を今回初めて埼玉県に申請する」、「③建設業許可の上主たる営業所の所在地が埼玉県に、ある地点を建設する業者」です。

● 提出する書類は、申請日現在において有効なものに限ります。(期限切れ等がない)よく確認してください

表紙

表紙 チェックリストの提出方法 共通書類 1.埼玉県 2.さいたま市 3.川口

添付した申請書及び書類の
チェック欄に✓をしてください。

記入したファイルに名前を付け、
ファイル添付システムで送信して
ください。

名前	更新日時
一覧【0000000000】.xlsx	2026/07/02 19:08